

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	地域公共交通確保維持改善事業			担当部局庁	総合政策局	作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～			担当課室	交通支援課	課長 城福 健陽
会計区分	一般会計			施策名	8-27 地域公共交通の維持・活性化を推進する	
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	該当なし			関係する計画、 通知等	○民主党マニフェスト2010 人々の社会参加の企画確保、環境にやさしい交通体系の実現をめざして、「交通基本法」(仮称)を制定し、公共交通を含む総合的な交通体系を構築します。〔10 交通政策・公共事業〕 ○復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議) 高齢者や弱者にも配慮したコンパクトなまちづくり、くらしやすさや景観、環境、公共交通、省エネルギー、防犯の各方面に配慮したまちづくりを行う。 ○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部) ・高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。 ・被災状況や地形等の地域の特性に応じ、既存施設を有効に活用しつつ、まちづくりや産業の復興と一体となった鉄道の復旧等	
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度)	地域の幹線バス交通はまちの内外交流機能の基盤であり、まちづくりと一体的に必要な基本サービスであることから、東日本大震災により直接的かつ甚大な被害を受けた被災地域の生活交通の確保維持が困難な状況に鑑み、被災地における幹線バス交通の確保維持を図ることにより、高齢者等にも配慮した公共交通を活用したコンパクトなまちづくりに資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の被災地域における生活交通を支えるため、補助要件の緩和等の特例措置と併せて、被災地域の幹線バス交通の運行について補助を行うとともに、被災したバス車両の復旧導入等について補助を行う。 補助率:1/2					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	30,530	-	-	810	31,340	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
	被災地域における地域により計画された生活交通バス路線の維持率(%)	%	23年度	(27年度)	補助対象系統数	( 206 ) 206
単位当たりコスト	3,932(千円/バス運行系統)			算出根拠	810,013千円÷206系統	
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			本事業は、まちの内外交流機能の基盤であり、まちづくりと一体的に必要な幹線バス交通の確保・維持について、県、市町村や協議会の取組みを支援するものであり、「地域・コミュニティ主体の復興を基本とする」との原則や、「公共交通に配慮したまちづくりを行う」、「高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。」といった考え方がとられているものである。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災地域の幹線バス交通は、まちづくりと一体的に必要な基本サービスであるとともに、地域の日常生活、経済活動の基盤であり、その確保・維持については、優先度の高い事業であり、既存支援制度の補助要件の緩和等の特例措置を講じることにより支援しているところであるが、本措置による取組みの周知・開始以降、活用見込み地域の増加、補助見込み額の増加等が生じたため、追加の補助額が必要となったものである。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			被災地域の生活交通は、まちづくりと一体的に必要な基本サービスであるとともに、地域の日常生活、経済活動の基盤であることから、その確保・維持によって、はじめて、まちの生活・経済機能の維持、コミュニティの維持が可能となるものである。当初予算で既に行われている被災地域の地域内の生活交通の確保・維持の支援により、現に、市町村の生活・経済機能やコミュニティの維持が図られているところである。従って、幹線バス交通の確保・維持を支援することにより、まちの内外交流を可能とする等まちの機能等の維持が図られ、さらに公共交通を活用したまちづくりを進める上でも効果がある。また、本事業による幹線バス交通の確保・維持の支援と当初予算で行う市町村等地域内の生活交通の確保・維持の支援の両者の相互補完で、被災地域の生活交通ネットワークの効果的な確保・維持が期待できる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			本事業は、県、市町村等の地域の関係者による協議会の議論を経た計画を国が認定した上で、補助するものであり、地域最適な効果的、効率的な取組を支援することとなる。さらに、補助対象経費については、地域キロ当たり標準経常費用に基づき算出される額を上限とするなど効果的・効率的な制度となっている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			本事業による幹線バス交通の確保・維持に対する支援に当たっては、幹線バス交通の運行等の補助対象事業は、関係自治体、事業実施者(バス交通事業者)等からなる協議会の議論を経て決定され、国は補助対象事業について効率性等を確認したうえで補助を行っており、役割分担は明確である。			

他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。	本事業は、県、市町村等の地域の関係者を構成員とする協議会が、幹線バス交通の確保・維持の計画を策定して実施されるものであり、また、生活交通はまちづくりと一体的に必要となるものであるとともに、復興計画等も当該地域が定めるものであることから、まちづくりとの整合は確保されつつ、計画的に実施されることとなる。
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。	本事業は、被災地域における幹線バス交通の確保・維持を支援するものであり、既存制度の手続きの弾力化等も併せて実施したところであり、また、既に地域におけるニーズが存するものであることから、迅速な着手・執行が可能である。さらに、本事業は、計画に基づき実施されるものであり、透明性の確保や進行管理も適切に行われるものである。

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/ ))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。